

総量削減義務と排出量取引制度における 再エネクレジット*検証ガイドライン

*再エネクレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号エの「環境価値換算量」及び同号カの「その他削減量」
(電気等環境価値保有量に係るものに限る。)を総称したものをいう。

2021（令和3）年4月

東京都環境局

目 次

第1部	はじめに	1
1	本ガイドラインの概要	1
2	本ガイドラインの位置づけと構成	1
第2部	検証の進め方	3
第1章	設備認定検証及び電力量認証検証の流れ	3
1	再エネクレジット発行までの流れ	3
2	設備認定検証及び電力量認証の流れ	5
第2章	検証計画の策定	6
1	検証計画に関する書類の作成	6
2	検証スケジュールの作成及び提出	8
第3章	設備認定検証の実施	9
1	事前説明	9
2	検証チェックリストを用いた検証	9
3	検証のポイント	12
4	登録検証機関による質問	13
第4章	電力量認証検証の実施	14
1	事前説明	14
2	検証チェックリストを用いた検証	14
3	検証のポイント	16
4	登録検証機関による質問	18
第5章	検証結果のとりまとめと報告	19
1	検証結果のとりまとめ	19
2	検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定	20
3	設備認定検証結果報告書の提出	21
4	電力量認証検証結果報告書の提出	21
平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式 検証結果報告書		
A号様式	検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）	
B号様式	検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー電力量認証）	
C号様式	再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト	
D号様式	再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト	

第1部 はじめに

1 本ガイドラインの概要

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

本ガイドラインは、申請された発電設備が再エネクレジットの対象となるものであって、かつ、発電された電力量が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に基づき正確に算定・報告されていることについて、登録検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載したものである。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、東京都に登録された組織に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照すること。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度及び一般の排出量の検証で適用されることを意図していない。

2 本ガイドラインの位置づけと構成

(1) 本ガイドラインの位置づけ

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（エネルギー起源CO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の5種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量（本制度の削減義務の対象となる事業所が、義務量を超えて削減した量）
- ・ 都内中小クレジット（都内の中小規模事業所が削減した量）
- ・ 再エネクレジット（電気等の環境価値を削減量に換算した量）
- ・ 都外クレジット（都外の事業所が削減した量）
- ・ 埼玉連携クレジット（埼玉県目標設定型排出量取引制度の超過削減量及び県内中小クレジット）

本ガイドラインでは、電気等の環境価値の保有量を、本制度で定める方法により認定された設備において算定し、削減量に換算した量（条例第5条の11第1項第2号エの「環境価値換算量」）における、設備認定及び電力量認証の検証を実施するに当たり登録検証機関が遵守すべき事項を定めたものであり、検証計画から、検証の報告までの工程別実施すべき作業や手続きを示している。

なお、電気等の環境価値とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の12第1項で定める「再生可能エネルギー」を変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギー資源の枯渇防止に貢献する価値をいう。

また、他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換したもの（条例第5条の11第1項第2号カの「その他削減量」）については、登録検証機関による検証の対象とならない。

（2）本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要を記載したものである。

本ガイドラインについての概要及び位置づけについて記載している。

第2部は、再エネクレジット（環境価値換算量）に関する検証の進め方について記載したものである。

設備認定及び電力量認証の検証方法について示している。

なお、本ガイドラインにおいて東京都への申請について記載しているが、当該申請書に添付する書類（添付書類等）は、「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」などの書面により行うこととしているもののうち、電磁的記録のあるものは**引き続き押印を求めているものを除き**当該書面等の添付に代えて電磁的記録を添付することにより行うことができる。

第2部 検証の進め方

第1章 設備認定検証及び電力量認証検証の流れ

1 再エネクレジット発行までの流れ

再エネクレジット（環境価値換算量）を発行するための全体のフローは次の図1のとおり、設備認定、電力量認証、再エネクレジットの発行の3段階に大別される（電力量認証の後に行う、再エネクレジットの発行方法については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること）。

ここで、設備認定及び電力量認証は、申請者自らが申請書類を作成し東京都に申請することとなるが、作成した書類の妥当性を評価するために東京都に申請する前に、あらかじめ登録検証機関の検証を受けなければならない。

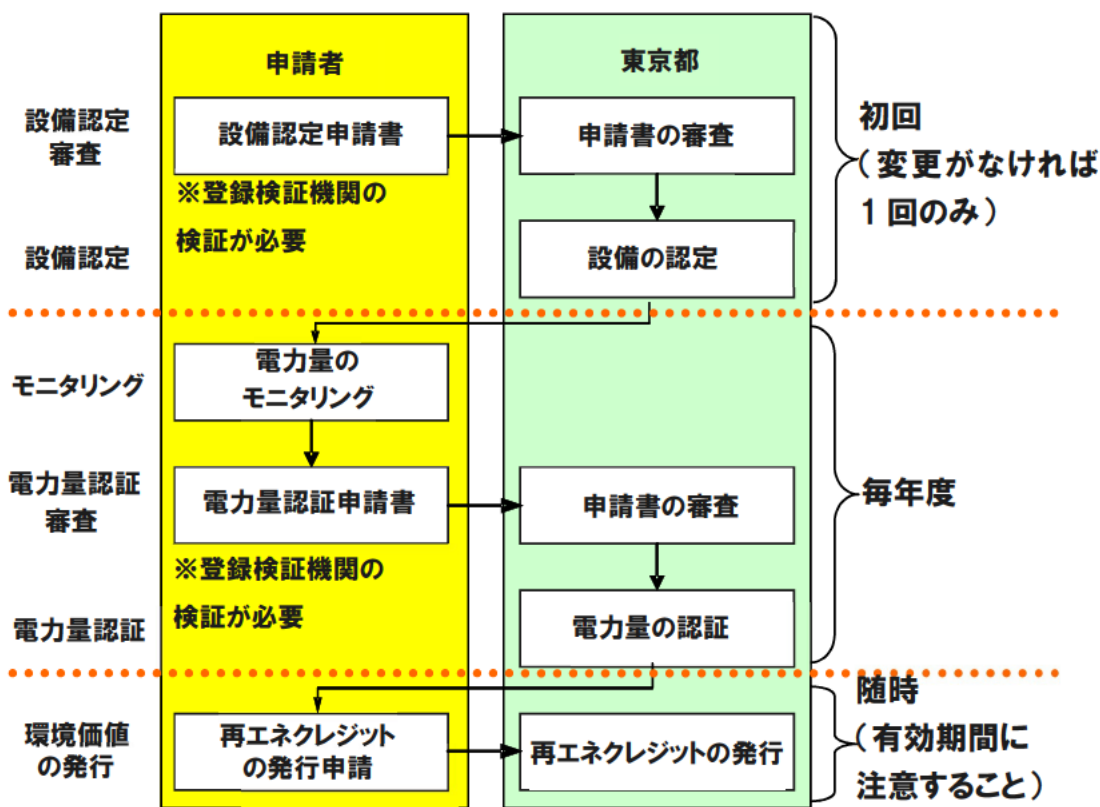


図1 環境価値換算量における再エネクレジット発行までのフロー

なお、再エネクレジット（環境価値換算量）においては設備認定の検証（以下「設備認定検証」という。）と電力量認証の検証（以下「電力量認証検証」という。）の検証が行われることになる。

設備認定検証では、申請者が作成した設備認定申請書が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されており、申請書の記載内容に間違いがないか、再エネクレジットの対象になるか、当該設備に係る環境価値の認証について他制度との重複がないか、算定が適切に行われるためのモニタリング方法が計画されているかについて検証する。

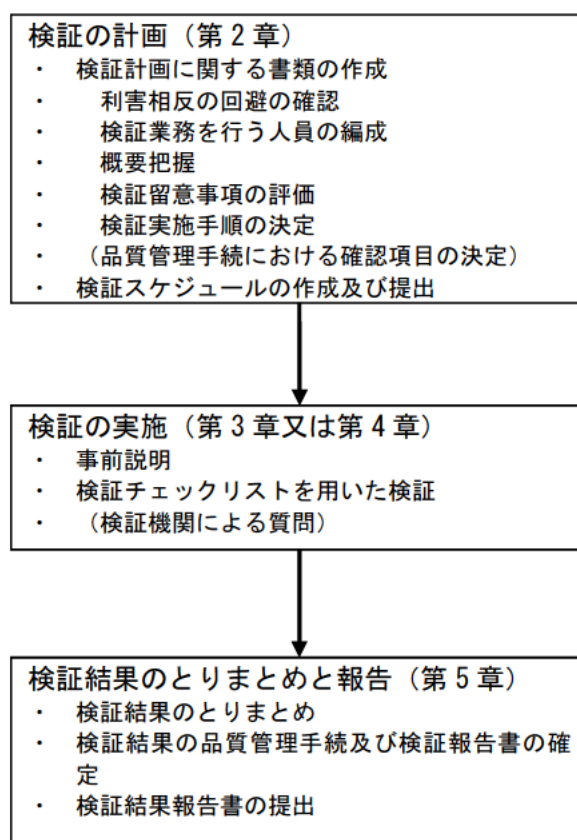
電力量認証検証では、申請者が報告する認証可能電力量について、東京都の設備認定を受けた設備認定申請書に従ってモニタリング及び算定等が行われているか、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されているかについて検証する。

また、検証を行うことのできる時期であるが、設備認定検証については、特別定めはなく随時行うことができる（認定設備の変更の検証の場合は、設備の変更前に検証を受けるものとする。）。電力量認証検証は、電力量のモニタリング期間の終了後（認証対象となる年度の翌年度）を原則とする。なお、電力量認証に当たっては、原則として、認証の対象となる電力量を発電した年度の4月1日時点の本ガイドラインを適用するものとする。

本ガイドラインでは、設備認定検証及び電力量認証検証それぞれの検証について記載しているが、以後、特別に記載のない項目については両者共通の事項である。

2 設備認定検証及び電力量認証の流れ

再エネクレジット（環境価値換算量）における検証業務の流れを次のフロー図に示す。
なお、フロー図における検証の実施の項目では、設備認定検証は第3章、電力量検証は第4章を参照するものとする。



第2章 検証計画の策定

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に電気等環境価値保有量に関する品質管理手続の定めがある場合は不要）

(1) 利害相反の回避の確認

登録検証機関は、設備認定に係る検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避」を参照）。

(2) 検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、登録検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

登録検証機関は、検証業務を行うにあたり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避」を参照）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、登録検証機関は、設備認定に係る発電事業所の事業特性などに応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

(3) 概要把握

検証主任者等は、検証を計画し、検証結果を適切に評価するために、申請者の事業内容及び設備の特性等に関する概要把握のため、次に掲げる情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等についてはコピーの入手でも良い。）。必要に応じて設備認定に係る発電事業所に赴き、現物確認、現場担当者等へのヒアリング等を行う。

概要把握のための情報（例）

<共通(必須)>

- ・ 設備認定申請書（電力量認証検証時には認定済みのもの）
- ・ 電力量認証申請書

<申請者及び発電設備に関する資料>

- ・ 電気事業法等の届出
- ・ 発電設備に係る設備構造図、フロー図、単線結線図 等

<重複回避に関する資料>

- ・ グリーンエネルギー認証機関又はRPS法の認定設備リスト、J-クレジット制度におけるプロジェクト登録リスト 等
- ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（申請者が本制度対象事業所の場合）

<認証可能電力量の確認に関する資料>

- ・ データ計測箇所の情報、計測機器に関する資料（計測精度、性能等が判別できる資料、点検・校正記録）、計量器検査成績表、検定証印、認証可能電力量の確認方法に関する事業者作成資料、管理月報、製品カタログ 等
- ・ 販売伝票、電力量の実測結果 等

<バイオマス比率の確認に関する資料>

- ・ 購買伝票、燃料等使用量の実測結果、単位発熱量及び水分率の分析結果、組成分析結果、都市ガス供給約款 等

(4) 検証留意事項の評価

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。検証主任者は、設備認定に係る発電事業所に関する情報を事前に入手又は

当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を「検証留意事項」としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、設備認定検証においては「設備認定申請書」の記載情報、電力量認証検証においては「電力量認証申請書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に対する対応手続を決定しなければならない。

【検証留意事項の例】

- ・ あるモニタリングポイントの集計・報告作業を複数の担当者・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ あるモニタリングポイントにおける集計・報告作業の担当者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ 前年度と比較して大幅な設備更新や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ あるモニタリングポイントについて、実測データの記録を自動記録ではなく手書きで転記している。
- ・ 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- ・ 昨年度の報告値から大きくかい離している。

(5) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第5章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。ただし、検証業務規程に電気等環境価値保有量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者へ提出する。

第3章 設備認定検証の実施

設備認定検証は、申請者が作成した設備認定申請書が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って適切に作成されており、当該申請書の設備が再エネクレジットの対象となることを確認する作業である。検証主任者等は、事前に策定した検証計画及び「再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト」（C号様式）に従って検証を実施する。検証計画の修正が必要な状況が生じた場合には、検証主任者等は適宜検証計画を修正すること。

なお、設備認定検証の実施に当たっては、設備認定に係る発電事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行うこと。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあつては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあつては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、設備認定に係る検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っていることの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「3 検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェックするとともに、根拠とした資料の具体的な名称、発行年月日、ページ番号、内容等を備考欄に記入する。なお、事実上該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、原則として再エネクレジット算定ガイドライン第2部第2章2（4）に示す書類等を用い

て検証を行わなければならない（書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。）。

特に他制度との重複回避については、他制度の関連資料を全て確認する必要がある。ただし、連携県等の制度（現時点では埼玉県のみ）における再生可能エネルギー設備認定に関する重複確認については、事業者に概要を説明したうえでヒアリングのみで良い。

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を次の表の基準に従って判断し、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「設備認定申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「設備認定申請書」に記載がない、又は記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「設備認定申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているか判断ができない。
該当なし	申請設備の内容が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）」（A号様式）の「4 東京都と要協議の事由」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、設備認定に係る発電事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3)の申請者による対応の結果については、(後日)確認し、新たなチェックリストへ記入する(新たなチェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい)。また、検証で使用したチェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンのチェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 検証のポイント

設備認定における検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

特に、他制度及び本制度との重複が回避されているか、特定バイオマス発電においてはバイオマス比率の算定方法が適切であるかについて、留意する必要がある。

- ・ 認定を受ける設備は、「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 設備認定申請書における記載内容と設備の実態とが一致しているか。
- ・ 認証可能電力量の算定方法は、「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 特定小水力発電において、発電型式がダム式若しくはダム水路式の場合、用途が従属利用のものであるか。
- ・ 実測の場合は、特定計量器が使用されているか。また、設備認定時に特定計量器が設置されていない場合は、特定計量器の設置予定計画であるか。
- ・ 補機使用電力量の算定計画は適切であるか。
- ・ 特定バイオマス発電においては、燃料等使用量の把握方法、バイオマス比率の算定方法は適切であるか。
- ・ 他制度(RPS法、固定価格買取制度、東京都が認めたグリーンエネルギー証書認証機関、J-クレジット制度、その他環境価値の重複にあたるものとして東京都判断したもの)との重複はないか。なお、RPS法、東京都が認めたグリーンエネルギー証書認証機関、J-クレジット制度については、ホームページ等の一般公開されている設備リストを確認し、固定価格買取制度については、売電を行っている設備の売電契約書等を確認することにより行う。根拠とした資料を検証結果報告書の関連資料として保管しておくこと。
- ・ 当該設備が本制度対象事業所に含まれる場合は、特定温室効果ガス削減量との重複はないか(一部、特定温室効果ガス削減量として報告を行っている場合は、再エネクレジットの発行に支障ないか)。

4 登録検証機関による質問

検証を進めていくうえで、登録検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、登録検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、登録検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第4章 電力量認証検証の実施

電力量認証検証では、事業者が作成した電力量認証申請書が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って適切に作成されていること、認定を受けている「設備認定申請書」に従って適切に作成されていることを確認する作業である。検証主任者等は、事前に策定した検証計画及び「再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト」（D号様式）に従って検証を実施する。検証計画の修正が必要な状況が生じた場合には、検証主任者は適宜検証計画を修正して、必要な検証手続きを実施すること。

なお、電力量認証検証の実施に当たっては、設備認定申請時からの変更が発生していないことについての確認が必要であるため、原則として設備認定に係る発電事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのアリング等の検証を行うこと。ただし、書類等の確認のみであっても変更がないことが明らかであると登録検証機関が合理的に説明できる場合についてはこの限りではない。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあつては東京都が発行した検証主任者登録証、検証担当者にあつては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、設備認定に係る検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っていることの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「3 検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェ

ックするとともに、根拠とした資料の具体的名称、発行年月日、ページ番号、内容等を備考欄に記入する。なお、事実には該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、原則として再エネクレジット算定ガイドライン第2部第2章3(3)に示す書類等を用いて検証を行わなければならない(書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない)。

(2) 検証結果の判断

(1)で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を次の表の基準に従って判断し、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合/不備あり/不明/該当なしのいずれかにチェックする。

あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「電力量認証申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「電力量認証申請書」に記載がない、又は記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されていない。
不明	証拠が入手できない又は、不十分であるため、「電力量認証申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されているか判断ができない。
該当なし	申請設備の内容が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書(再生可能エネルギー電力量認証)」(B号様式)の「4 東京都と要協議の事由」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、設備認定に係る発電事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3)の申請者による対応の結果については、(後日)確認し、新たなチェックリストへ記入する(新たなチェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい)。また、検証で使用したチェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンのチェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 検証のポイント

(1) 共通

検証主任者等は、認証可能電力量が東京都の認定を受けた「設備認定申請書」及び「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定され、「電力量認証申請書」において正しく報告されていることを検証しなければならない。

なお、再生可能エネルギー電力量認証申請書に記載された認証対象電力量又はバイオマス比率の計算に使用されたデータ(以下「使用データ」という。)については、購買伝票、販売伝票等に記載されている電力量若しくは燃料等使用量のデータ、実測データ又はその他関連資料に基づくデータ(以下「根拠データ」という。)と突合しなければならない。また、突合は、基本的に使用データの全てに対して行うこととし、検証主任者等は発見された誤りの修正を申請者に求めることができる。

しかしながら、使用データの数が多数に上り、全数の検証が経済性からも困難である場合には、サンプリングによる根拠データの検証を認めることとする。サンプリングによる検証を行う場合、登録検証機関はサンプリングに関する手順をあらかじめ定めていなければならない。検証主任者等は登録検証機関の定めた手順に従ってサンプリングを行わなければならない。サンプリング条件は、真の認証可能電力量に対してサンプリングによる誤差の評価が5%未満となるように設定しなければならない。

また、サンプリングによる検証を行なった場合には、「検証結果の詳細報告書」(A号様式又はB号様式)の所定の欄に、サンプリングを行った対象、使用したサンプリング手法、誤差の評価方法並びに使用データ及び根拠データに対して評価した誤差について記載しなければならない。また、サンプリングの対象とした全ての使用データを示すとともに、サンプリング検証を行った根拠データ、サンプリングのカバー率、誤差、誤差率等について記載したサンプリング計画に関する書類(様式は定めない。)を作成すること。

認証可能電力量の検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

- ・ 認証可能電力量の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 電力量認証申請時における実態と設備認定申請書の内容が一致しているか（設備認定申請時からの変更は発生していないか。）。
- ・ 設備認定申請書における認証可能電力の算定方法に従って、適切に算定されているか。
- ・ 電力量や燃料等使用量は検針票、写真等の数値が確認できる方法で把握されているか。
- ・ 設備認定申請書における補機使用電力量の算定方法に従って、発電補機使用電力量及び送電補機使用電力量の使用電力量が適切に算定されているか。
- ・ 設備認定申請の際に特定計量器を設置していなかった場合は、モニタリング期間中においては、計画どおりに特定計量器を設置していたか。
- ・ 単位の整合性は取れているか。また、単位の変換や圧力、温度等の補正が正しく行なわれているか。
- ・ 有効桁数や加減乗除の計算が正しく行われているか。
- ・ 認証可能電力量等の算定結果は、正確なものであるか。
- ・ 算定に係る電力量及び燃料等使用量のデータの記録と保管方法が適切であるか。

(2) 特定バイオマス発電

特定バイオマス発電における認証可能電力量の検証では、バイオマス比率の算定方法及び結果が適切であるかについて留意する必要がある。

バイオマス比率の検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

- ・ バイオマス比率の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 非バイオマス燃料等を使用していないために、バイオマス比率の計算を省略した場合は、非バイオマス燃料等を投入していないことを客観的に証明できるか。
- ・ 設備認定申請書におけるバイオマス比率の算定方法に従って、適切に算定されたものであるか。
- ・ 燃料等の単位発熱量、水分率及び組成分析は、適切に算定されたものであるか。また、JIS等の基準に準拠しているか。

4 登録検証機関による質問

検証を進めていくうえで、登録検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、登録検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、登録検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第5章 検証結果のとりまとめと報告

登録検証機関は、次に示す手順に従って登録検証機関としての検証意見を確定し、報告しなければならない。

1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、実施した検証手続きにおいて入手した証拠から、下表に示す検証結果のいずれに該当するかについて決定する。

【設備認定検証の場合】

検証結果の種類	設備認定検証における判断の基準
適合	次のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 「設備認定申請書」が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成され、適切に報告されている。 「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されている。
東京都と要協議	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されていない、又は適切に報告されていない。 登録検証機関側の事情以外の理由により、検証結果を決定するための証拠が入手できないため、「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されているか判断ができない。

【電力量認証検証の場合】

検証結果の種類	電力量認証検証における判断の基準
適合	次のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 「電力量認証申請書」が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成され、適切に報告されている。 「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されている。
東京都と要協議	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されていない、又は適切に報告されていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証可能電力量の算定に使用したデータが正しく把握されていない（サンプリングを行った場合には、誤差の評価が5%を超えている）。 ・ 登録検証機関側の事情以外の理由により、検証結果を決定するための証拠が入手できないため、「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されているか判断ができない。
--	--

2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

登録検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、登録検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 登録検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

登録検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、登録検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

3 設備認定検証結果報告書の提出

登録検証機関は、設備認定の検証結果の報告として、次の書類を設備認定に係る検証先の事業者へ提出する。また、提出の日まで帳簿に記載し、必要事項を各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

- (1) 検証結果報告書（平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）（A号様式）
- (3) 再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト（C号様式）
（検証終了時の全てのバージョン）

なお、設備認定の検証結果報告書の提出後、東京都が設備認定に係る検証先の事業者及び登録検証機関に対して、設備認定申請書及び設備認定申請書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、設備認定の結果を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

4 電力量認証検証結果報告書の提出

登録検証機関は、電力量認証の検証結果の報告として、次の書類を設備認定に係る検証先の事業者へ提出する。また、提出の日まで帳簿に記載し、必要事項を各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

- (1) 検証結果報告書（平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー電力量認証）（B号様式）
- (3) 再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト（D号様式）
（検証終了時の全てのバージョン）
- (4) サンプルング計画に関する書類（※サンプルング検証を採用している場合に限る。）

なお、電力量認証の検証結果報告書の提出後、東京都が設備認定に係る検証先の事業者及び登録検証機関に対して、電力量認証申請書及び電力量認証申請書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、認証電力量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。